

## 此花生活と健康を守る会との協議等 議事録（要旨）

此花区役所保健福祉課（生活支援）

- 1 日 時 令和7年2月6日（木）15時00分～16時00分
- 2 場 所 此花区役所3階 講堂C
- 3 団 体 名 此花生活と健康を守る会
- 4 協議等の趣旨 平和と民主主義・地方自治・くらしと健康・権利を守る要望書
- 5 出 席 者 （団体側） 9人  
（本市側） 6人（うち事務局3人）

### 6 議 事

【団体側】P12 5. 生活保護の認否について。申請から2週間で認否についての一定の目途を出さないといけないはずであるが、守られているのか。

【本市側】原則2週間で決定の可否を決めることになっているが、訪問の日程調整がうまくできないなどやむを得ない場合は2週間を超えることがある（1ヶ月）。今後も徹底していきたい。

【団体側】生活保護の調査で訪問する職員が誰か分からないが、インターホンの付いていない自宅の訪問の際に、いきなりドアを強く叩かれて怖い思いをした方から話を聞いた。高齢の方なので聞こえるように大きい音を出したのかもしれないが、ご近所の目もあるので気を付けてもらいたい。別の方からは、職員にきつい言葉で話されたとも聞いている。そういうところの指導もしてもらいたい。

【本市側】訪問については、申請者と事前に約束してから行っているため、恐らく声を掛けても返答がないので聞こえていないのかもしれないと思ってドアを叩いたのだと思うが、周知はする。訪問の際の言葉遣いについても、耳が遠い場合など大きい声ではっきりと話す場合があり、相手によってはそのように感じられる場合もあるかもしれないので、周知徹底したい。

【団体側】P8 1. 諸物価値上げに伴う保護費の引き上げについて。保護基準をあげてもらえないと生活が立ち行かないので、国に保護費の引き上げを要望してほしい。2013年の生活保護費の引き下げについて裁判をしているが、地裁では原告が圧勝している。このことも含めて、保護費の引き上げを是非行ってもらいたい。

P15 8. 決定通知書の明細について。はがきになって分かりにくくなった。以前、大阪市全体で決定通知については改善することとするが、費用がかかるので様式変更の際に改善するという話であったと聞いていた。しかし、はがきになって余計見にくくなってしまった。介護保険料の項目もない。誰が見ても分かるような様式に改善することを要望する。

【本市側】諸物価値上げに伴い生活の厳しい状況は理解しているが、保護費の引き上げについては、制度自体が国からの法定受託事務のため、地方自治体には権限はない。意見があったことは所管局に伝えたいと思う。

決定通知書の明細についても、ご意見があったことを所管局に伝える。

【団体側】P8 1. 及び P9 2. に対する回答について。「生活保護法による保護の基準等については、国により定められることとなっており、地方自治体に裁量の余地はありません。」と書かれており、回答に冷たさを感じる。給料が上がっている中、生活保護費も上がって当然だと思う。先述の裁判の結果も踏まえて、国への要望をきちんとしてもらいたい。

【本市側】所管局に意見があったことを伝える。

【団体側】P24 17. 住宅扶助について。生活保護の申請時に、家賃が基準よりも高いところに住んでいるなら、申請の前に引っ越してからもう一度来るように言われたと相談があった。申請後の転居も可能なはずなので、窓口での説明を分かりやすくしてほしい。

【本市側】手持ち金があり、このままでは高額家賃で転居指導になるので、事前に引っ越しておいた方がそのままずっと生活保護を受け続けられるということで説明したものであると思われる。窓口では制度についての説明は行う。そのことだけが原因で申請を受理しないということはない。

【団体側】P28 21. クーラーの設置費用について。新規のエアコンがない人には補助が出るが、元々受給していて壊れた人については補助制度があるのか。

【本市側】エアコンの修理費用については、支給要件がない。貸し付けになる。

【団体側】エアコンの修理費も含め、臨時的出費について、ケースワーカーは保護費を貯めなさいというが、そんな余裕はない。支給ができるよう国に要望してほしい。

P21 14. 稼働年齢層に対する就労サポートについて。民間企業に委託して就労できた際は1件につきいくらかという形で報酬を支払う仕組みになっているようだが、就労してもパートや非正規雇用なので就労して何か月で辞めているという話をよく聞く。希望した職種でなくても、言われるから行くということがよくあるようだが、それでは長続きしなくて当然であると思う。就労報酬の仕組みはやめた方がいいのではないか。

【本市側】個人の状況に合わせて、聞き取りをもとにアドバイスをして就労に向けたサポートを行っている。就労先について無理やり就労先を指定するといったことはしていない。ただし、希望の職種を非常に絞って相談された場合は、他にも就労しやすい業種があることを案内している。ご意見があったことは所管局に伝える。

【団体側】P26 19. 自転車保険について。自転車保険の掛け金が支給されるのは高校生だけか。また、府民共済の交通障害保険、学資保険、府民共済の少額の保険にそれぞれ加入できるか。

【本市側】自転車保険の掛け金が支給されるのは高校生の自転車での通学及び自転車での通勤のみ。その他の小中学生等は対象外である。ただし、保険への加入は他の人でもできる。保険料は生活費から出すことになる。

学資保険については、解約返戻金が50万円以内であれば認められる可能性がある。

簡易な府民共済や生命保険については、最低生活費の1割未満の保険料であれば認められることもある。

【団体側】 P16 9. こどもの進学に係る制度について。子どもの大学進学による分離について、子どもの分は保護費が入らなくなるため、子ども自身の生活費や学費はアルバイトなどをして稼がないといけないが、うまくいかなければ結局家族に負担がかかる。現在では大学進学率が非常に高くなっているので、大学生についても保護の対象とするよう制度を見直すべきではないか。

【本市側】 ご意見があったことは所管局に伝える。

【団体側】 P21 14. 自立支援について。舞洲に自立支援センターがあると聞いたが、その施設について知りたい。どういった人が入れるのか。

【本市側】 居住先がなく働ける状態の人が入れる施設である。期間は基本3か月間であり、自立に向けた就労サポートを行っている施設である。また、対象は生活保護を受給していない人であるが、病院の受診費用については支給している。

【団体側】 救護施設とはどう違うのか。

【本市側】 救護施設は、病気や生活訓練が必要な人が対象となる。

【団体側】 P30 23. 適正な職員の配置について。「警察官OBを配置しないこと」に対する回答として「生活支援担当に警察官OBを配置することにより、その経験を活かして窓口の安全管理の確保等に努めています」とあるが、具体的には。

【本市側】 窓口で意見の齟齬により受給者がエスカレートすることがある。そういった場合の対応をお願いしている。

【団体側】 常時いるのか。

【本市側】 週4日勤務で来てもらっている。

【団体側】 ケースワーカーの対応の問題で、事務所に相談に来る人がいる。職員側の研修についても力を入れて欲しい。

【本市側】 職員は接遇研修を受けており、また、区役所としても接遇向上に向けて取り組んでいるところであり、ご意見については周知のうえ、適切な対応となるようにしていきたい。

【団体側】 P22 15. 回答にある「つなぎ資金」の金額は。

【本市側】 生活保護が開始決定されるまでどうしてもお金がない方については、単身で5千円、複数世帯で7千円を貸し付けることができる。

【団体側】 生活保護申請の際に手持ちのお金が全くない人だと、この制度では救えないと思う。此花区ではつなぎ資金を利用した人はいるのか。

【本市側】 直近2年間では利用者はいないと思う。申請受け付けの際に手持ちが全くない人の場合、1階の食料支援を案内し、また至急で決裁を回して1週間ほどで支給できるよう情報連携をして取り組んでいる。

以 上